

オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則

平成6年10月25日 6農蚕第6660号
農蚕園芸局長から植物防疫（事務）所長あて

植物防疫法施行規則別表1の1及び2の2の項のオーストラリア連邦産ケンジントン種のマンゴウ生果実に係る植物検疫の実施については、平成6年10月25日農林水産省告示第1447号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

1 消毒施設

告示4の生産地における消毒のための蒸熱処理施設は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 自記記録式の温湿度計が設備されていること。
- (2) 自記記録式温湿度計の温度の測定装置は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心温度（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。
- (3) 自記記録式温湿度計の湿度の測定装置は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。

2 こん包及びこん包場所

(1) こん包

通気孔を設けた箱を使用してこん包する場合は、次のア又はイの条件を満たしているものとする。

ア 箱に収納する前に生果実をポリエチレン等のこん包材料（通気孔を設ける場合は孔の直径が1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

イ 通気孔に網（孔の直径が1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られている箱を使用すること。

(2) こん包場所

告示5の(2)のこん包場所は、次の条件を満たしているものとする。

- ア 消毒施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6 ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、チチュウカイミバエ又はクインスランドミバエ（以下「ミバエ類」という。）の侵入を防止するための設備~~があること。~~^{がある。}
- イ 消毒済みマンゴウ生果実の専用こん包場所であること。
- ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じ消毒が行われること。

3 保管場所及び保管期間

- (1) 告示6の保管場所は、ケアンズ国際空港、ブリスベン国際空港、タウンズビル国際空港、パース国際空港及びシドニー国際空港内の施設であって、オーストラリア連邦植物防疫機関の指定する次のいずれかの施設とする。

ア 低温施設を具備した消毒済みマンゴウの専用保管施設

イ 旅客待合広間に設置されていて、消毒済みマンゴウを陳列し、販売する小売店

- (2) (1)の保管場所における保管期間は、消毒の日から8日以内とするものとする。

- (3) 保管場所における生果実は、次の場合、オーストラリア連邦植物防疫機関により当該こん包に係る植物検疫証票をまっ消されるものとする。

ア (2)の保管期間を超えた場合。

イ 告示5の(3)の封印がない場合。

ウ 告示7の表示がなされていない場合。

エ こん包が破損又は開ひされている場合。

4 消毒施設及びこん包場所の調査

- (1) 植物防疫官は、告示4の消毒施設、告示5の(2)のこん包場所及び上記3の保管場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該施設及び当該場所の使用開始前に調査を行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。

- (2) (1)の調査は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関が

行う日本向けマンゴウ生果実の消毒施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して行うものとする。

5 検査及び消毒の実施の確認

(1) 消毒の実施の確認

告示3の(3)の消毒の実施の確認は、原則として、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して、蒸熱処理施設の設定温度を飽和蒸気により48.0度とした後、生果実を室温から加温し、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心（ただし、蒸熱処理施設が差圧方式で、かつ、同一処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心）の温度が47.0度に達した後、その温度以上で15分保持されたこと、生果実の中心温度の測定点が正確であつたこと等を確認する。

(2) 輸出検査の確認

ア 告示3の(3)の検査の確認は、原則としてマンゴウ生果実のこん包数の5パーセント以上についてオーストラリア連邦植物防疫機関が行う検査に立会い、有害動物又は有害植物、特にミバエ類がないことを確認することをもって行うものとする。

イ アの検査の確認の結果、ミバエ類が発見されたときは、ミバエ類が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の確認を行わないものとする。

ウ 植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと、及びアにより有害動物又は有害植物がないことを確認したときは、次の様式により植物検疫証明書の裏面又は余白にそれぞれ確認したことを付記するものとする。

区	分	確認者氏名	印
消毒確認	年 月 日 時		
検査確認	年 月 日 時		

10 センチメートル

3センチ
メートル

エ ウの確認を行った生果実が航空携行手荷物として輸送される場合には、各こん包の表面に次の様式による植物検疫証票を貼付させるものとする。

Phytosanitary Certificate Label For KENSINGTON MANGO	
Master Certificate No.	_____
Package No.	_____
Date of Disinfestation	_____
Certified by	_____
(Australian inspector)	
Certified by	_____
(Japanese inspector)	

10センチメートル以上

7センチメートル
以上

オ エの場合には、ウによる植物検疫証明書又はその写しをあらかじめ横浜植物防疫所成田支所、横浜植物防疫所成田支所羽田出張所、名古屋植物防疫所小牧出張所、神戸植物防疫所関西空港支所、門司植物防疫所福岡支所板付出張所、門司植物防疫所鹿児島支所溝辺出張所及び那覇植物防疫事務所那覇空港出張所あてに送付させるものとする。

(3) 確認業務

- (1)及び(2)の確認業務は、原則としてオーストラリア連邦植物防疫機関により行われる検査及び消毒の確認と共同して行うものとする。

6 航空携行手荷物の保管状況の確認

- (1) 植物防疫官は、航空携行手荷物の保管状況について、オーストラリア連邦植物防疫機関と共同して次の事項につき確認するものとする。

ア 保管数量及び輸出数量

イ 保管期間

ウ 植物検疫証票のまっ消状況

エ 低温処理施設の稼働状況

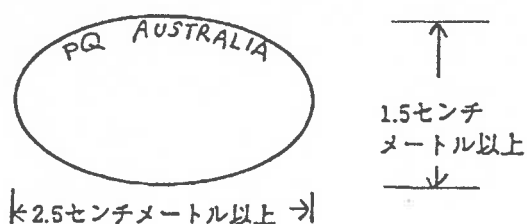
- (2) 植物防疫官は、(1)の保管状況の確認を円滑に行うため、必要と認めるときは、保管場所を管理する責任者に対し、必要事項を記録させることができるものとする。

- (3) (1)の確認は1カ月に1回以上実施するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、随時確認することができるものとする。

7 表示

- (1) 告示7の生果実及びこん包の表示は、それぞれの様式によるものとする。

輸出植物検疫終了の表示



仕向地の表示



- (2) 航空携行手荷物のこん包の表示には、次の内容を含む日本語及び英語の注意書きを表示させるものとする。

ア 当該マンゴウ生果実は、日本の飛行場の到着後直ちに植物検疫を受けなければならないこと。

イ その検疫前に封印を破ると当該マンゴウ生果実は、輸入禁止されること。

8 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実と添付されている植物検疫証明書（貨物として輸入される場合）又は植物検疫証明書及び植物検疫証票（航空携行手荷物として輸入される場合）を確認して行うものとする。
- (2) 航空手荷物として輸入された場合において、(1)の確認を行ったときは、当該こん包の植物検疫証票はまっ消するものとする。
- (3) 告示3の(3)の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書又は植物検疫証票が添付されていない場合、告示5の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (4) (1)、(2)及び(3)以外の輸入検査の手続き及び方法は、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示206号）によるものとする。
- (5) ミバエ類が発見された場合は、次により措置するものとする。
- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ アのミバエ類が付着した原因についてオーストラリア連邦植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。